

埼玉県自家用水道条例

昭和三十二年三月三十日
条例第二号

（目的）

第一条 この条例は、自家用水道の布設及び管理の適正化を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「自家用水道」とは、水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であつて、規則で定める人数以上の人又は世帯数以上の世帯にその飲用に必要な水を供給するものをいう。

（自家用水道の施設基準）

第三条 自家用水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該自家用水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - 三 導水施設は、必要の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 自家用水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 自家用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、自家用水道施設に関して必要な技術的基準は、規則で定める。

（確認等）

第四条 自家用水道を布設しようとするものは、規則で定めるところにより、知事の確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認を受けたものが、当該確認に係る事項で規則で定める重要なものについて変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（しゅん工検査）

第五条 前条の確認又は承認を受けたものは、工事がしゅん工したときは知事に届け出て検査を受け、合格した後でなければ当該検査にかかる施設を使用してはならない。

（水質検査）

第六条 第四条第一項の確認を受けたものは、年二回以上知事の指定する施設において水質の検査を受けなければならない。当該自家用水道を管轄する保健所長から要求があつたときも、同様とする。

- 2 前項の検査は、理化学的及び細菌学的方法により行うものとする。
- 3 第一項の検査の結果人の飲用に適する水と認められたもののほかは、知事が指示する措置を講じ

た後でなければ人の飲用に供してはならない。

(遵守事項)

第七条 自家用水道は、次亜塩素酸ナトリウム、液体塩素等により消毒した後でなければ給水してはならない。

第八条 水源地、取入口、ろ過池、貯水池等は、さく壁等を設け、みだりに、人畜が立ち入らないように設備しなければならない。

(報告及び立入検査等)

第九条 知事は、必要と認めるときは、第四条第一項の確認を受けたものから報告を求め、又は当該職員をして当該施設に立ち入らせ、その設備、水量、水質等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(改善等の命令)

第十条 知事は、前条第一項の報告、検査等の結果衛生上必要があると認めるときは、当該施設の改善修理その他必要な措置を命ずることができる。

(行政処分)

第十一条 知事は、第四条第一項の確認を受けたもの又はその代理人、使用人その他の従業者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したときは、期間を定めて当該施設の使用の停止を命ずることができる。

(罰則)

第十二条 第四条第一項若しくは第五条の規定又は前条の処分に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第四条第二項、第六条第一項若しくは第三項、第七条、又は第八条の規定に違反した者
- 二 第九条第一項に規定する報告、検査又は質問を拒んだ者
- 三 第十条の規定による知事の命令に従わなかった者

(両罰規定)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(委任)

第十五条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に自家用水道又は公共井戸を設置しているものは、この条例施行の日から二月以内に、規則で定めるところにより届け出なければならない。
- 3 前項の届出をしたものは、当該届出をした日から第四条第一項の確認を受け、又は同条第三項の届出をしたものとみなす。この場合において、確認を受け、又は届出をしたものとみなされたものは、その日から十月以内に規則で定める確認等の基準に適合するように措置しなければならない。

附 則（昭和三十二年三月二十八日条例第十号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年十二月十四日から適用する。
- 2 この条例施行の際、改正前の専用上水道及び公共井戸に関する条例第三条第一項の許可を受けているものは、改正後の自家用水道及び公共井戸に関する条例第四条第一項の確認を受けたものとみなす。

附 則（昭和五十三年十月十一日条例第五十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年三月三十日条例第二十二号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第八号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。